

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、高田土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

令和七年十二月二日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）

二 測量の地域 香芝市北今市及び北葛城郡王寺町畠田

三 測量の終了年月日 令和七年十月三十一日